

第四次 北中城村地域福祉計画

～ 地域の絆を深め 結いの心で支える きたなかぐすく ～



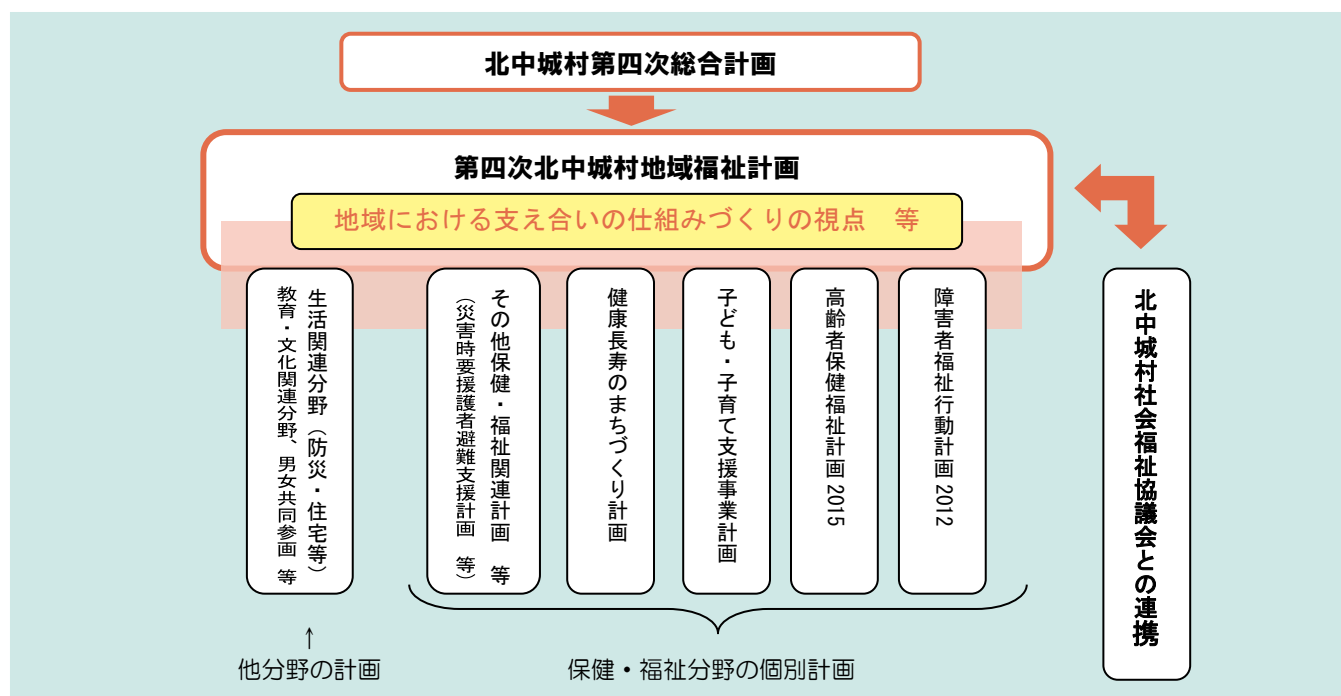
平成29年3月
北中城村

地域福祉計画とは

地域福祉を推進することを目的に、北中城村が策定する行政計画で、子どもから高齢者、障がい者など、誰もが安心して自立した日常生活を過ごすことができる地域社会の実現を目指すものです。村民・行政・社会福祉協議会・事業者・ボランティアなど、地域福祉に関わるすべての人が一体となり、地域社会を支える福祉サービスをつくり上げていくための取り組みや仕組みづくりを示した計画です。

計画の位置づけ

第四次北中城村地域福祉計画は、本村の最上位計画である北中城村第四次総合計画のもと、本村の各種保健・福祉分野の上位計画として位置づけるものであり、地域福祉を総合的に推進するための柱となる計画です。また、各種保健・福祉分野の個別計画とは地域における支え合いの仕組みづくりの視点等で共通する部分があります。



計画期間

本計画の期間は、平成 29 年度を初年度とし平成 34 年度を目標年度とする6年間※の計画とします。また、必要に応じて見直しを行うこととします。

※国の指針では、地域福祉計画の計画期間は概ね5年とされていますが、本村の他の福祉関連計画との調整を図るために本計画は6年間で設定します。

■ 地域福祉計画と関連計画の計画期間

年度 計画名	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
北中城村地域福祉計画	第四次計画 H29～34年度						次期計画 H35～
高齢者保健福祉計画	現計画 H27～29年度	次期計画 H30～32年度			次々期計画 H33～35年度		
子ども・子育て支援事業計画	現計画 H27～31年度			次期計画 H32～36年度			
障害者福祉行動計画	現計画 H24～29年度	次期計画 H30～35年度					
障害福祉計画	現計画 H27～29年度	次期計画 H30～32年度			次々期計画 H33～35年度		

基本理念

地域福祉をすすめるためには、第三次計画で位置付けた地域福祉の基盤や福祉活動の広がりをさらに充実させ、地域に住む村民同士のつながりを深めながら、地域が一体となった取り組みを推進することが求められます。

このため、本計画においては、第三次計画で掲げた基本理念を引き継ぎつつ、その考え方の深化を目指し、各施策を推進することとします。

基本理念

地域の絆を深め 結いの心で支える きたなかぐすく

基本目標

第四次計画の基本目標は、以下の4つの柱で構成し、各施策に取り組むこととします。

基本目標① 地域での暮らし・生活を支えるサービス等の充実

村民のだれもが、保健・福祉サービスを安心して受けられるよう情報提供の充実を図ります。また、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、関係機関が連携し、村民の日常生活で生じるさまざまな課題に対する身近な相談支援体制を充実するとともに、地域で行われている居場所づくりや福祉サービス等の充実を図ります。

○情報提供の充実

○相談対応の充実

○福祉サービス等の充実

基本目標② 地域福祉を支える人づくり・組織体制づくり

地域の福祉力を維持・向上させるため、さまざまな機会をとおして福祉や防災に関する意識啓発を図るとともに、地域活動に関わる人材・組織の育成・充実を図り、地域における災害時の支援体制および日常生活における見守り体制づくりを目指します。

○地域を支える人・組織づくり

○自治会を中心とした災害時等における支援体制の確立

基本目標③ 地域で安心して暮らせる基盤づくり

誰もが年齢や障がい、経済状況にかかわらず、住み慣れた地域や家庭で、生涯をとおして安心して暮らしていくために、生活困窮者の自立支援や権利擁護の取り組み及び虐待対策を行っていきます。また、公共施設等のバリアフリーを推進するとともに、交通弱者対策に取り組みます。

○自立支援体制等の充実

○住環境の充実

基本目標④ 地域福祉推進体制の強化

社会福祉協議会をはじめとした福祉関連事業所等との連携強化をすすめるとともに、庁内における連携強化を図り、地域福祉を推進するための体制づくりを目指します。また、高齢者だけでなく、すべての人が住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

○社会福祉協議会等関係機関との連携

○行政内の推進体制の強化

○地域包括ケアシステムの構築

重点施策

計画で目指すべき将来像「地域の絆を深め 結いの心で支える きたなかぐすく」（基本理念）の実現に向け、第四次計画では、次の2項目を重点施策として位置づけ、事業を推進していきます。

（１）地域における支え合い活動の充実

地域で支援を必要とする子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者等の見守りの充実や生きがいづくりの支援および福祉課題に対する新たなサービスの提供に向けて、自治会や民生委員児童委員、関係団体、社会福祉協議会等と連携強化を図ります。また、モデル地域を設定し、「（仮称）地域支え合い推進会」の組織化に向けた支援を行います。

（２）地域福祉を支える担い手の育成

地域福祉を支えてきたボランティアや地域活動団体のスタッフも高齢化が進行する中で、今後の地域福祉活動の継続が危ぶまれるなど、新たな人材の確保が求められています。そのため、若い世代や定年退職した方などの人材確保に取り組みます。

計画の目標指標

第四次計画の理念と目標を達成できるよう、以下のとおり目標指標を設定し、計画をすすめます。

基本目標	目標指標	現状 (平成 28 年度)	目標値 (平成 34 年度)
1. 地域での暮らし・生活を支えるサービス等の充実	（仮称）まちやぐわあ広場の実施（週 1 回公民館での集まり場の確保）	5自治会※ ¹ で実施	14 自治会で実施
	生き生きふれあい会・お茶のみサロン参加者（年間延べ人数）	4,667 人 (平成 27 年度)	5,000 人※ ²
2. 地域福祉を支える人づくり・組織体制づくり	各自治会での自主防災組織の立ち上げ	3自治会	10 自治会※ ³
	避難行動要支援者個別計画の作成割合（寝たきり高齢者等）	13.7%※ ⁴	50.0%
	（仮称）地域支え合い推進会を組織化した自治会数	—	6 自治会※ ⁵
	健康福祉ボランティア※ ⁶ 登録者数	77 人	90 人※ ⁷
3. 地域で安心して暮らせる基盤づくり	（仮称）権利擁護支援センターの利用者数	10 人※ ⁸	60 人※ ⁹
	地域福祉に関する村民アンケートで、日常の買い物について「特に不便なく買い物をしている」と回答した割合	63.8%	70.0%※ ¹⁰
4. 地域福祉推進体制の強化	地域福祉ネットワーク会議の設置	—	平成 34 年度までに設置

※1：和仁屋ではお茶のみサロン、渡口、安谷屋、荻道、島袋の4地区は体操教室を実施。

※2：平成 27 年度実績値 4,667 人から毎年 1%の増加を想定。

※3：平成 28 年度までに県営北中城団地、渡口、和仁屋に設置。平成 29 年度は熱田、美崎に設置予定。平成 30 年度から 34 年度までの間に毎年 1 自治会に設置していくことを想定。

※4：避難行動要支援登録者数 73 人に対し、避難協力支援員まで確保し個別計画を作成した 10 人の割合(平成 27 年度実績)。

※5：毎年 1 自治会の設置を想定。

※6：介護予防事業サポーター、健康推進員、友愛訪問員。

※7：健康福祉ボランティアの不在地区の全てに設置した際の人数。

※8：「成年後見制度利用支援事業」、「日常生活自立支援事業」、「緊急時における日常的金銭管理事業」を利用した平成 28 年度の利用者数。

※9：「成年後見制度利用支援事業」、「日常生活自立支援事業」、「緊急時における日常的金銭管理事業」に該当する平成 27 年度の潜在ニーズ数 295 人の約 2 割を想定。

※10：平成 28 年度調査の回答割合 63.8%から約 1 割の増加を想定。

計画の推進にあたって

(1) 計画の周知

地域福祉の推進にあたっては、本計画の理念を共有し、地域や関係団体等が主体的に取り組めるよう、村広報誌やホームページ等による情報発信、地域福祉に関するイベント、関係団体への説明会等を開催し、計画の周知を図ります。

(2) 計画の進行管理

本計画の着実な実施に向けて、福祉課が中心となり、庁内関係課及び社会福祉協議会で構成される「地域福祉に関する連絡会議」において、年度ごとに各施策の進捗状況の点検を行うとともに、村職員及び外部有識者等で構成される「北中城村地域福祉計画策定委員会」に対し、点検結果の報告を行い、施策・事業の改善をすすめていきます（PDCA サイクルの推進）。

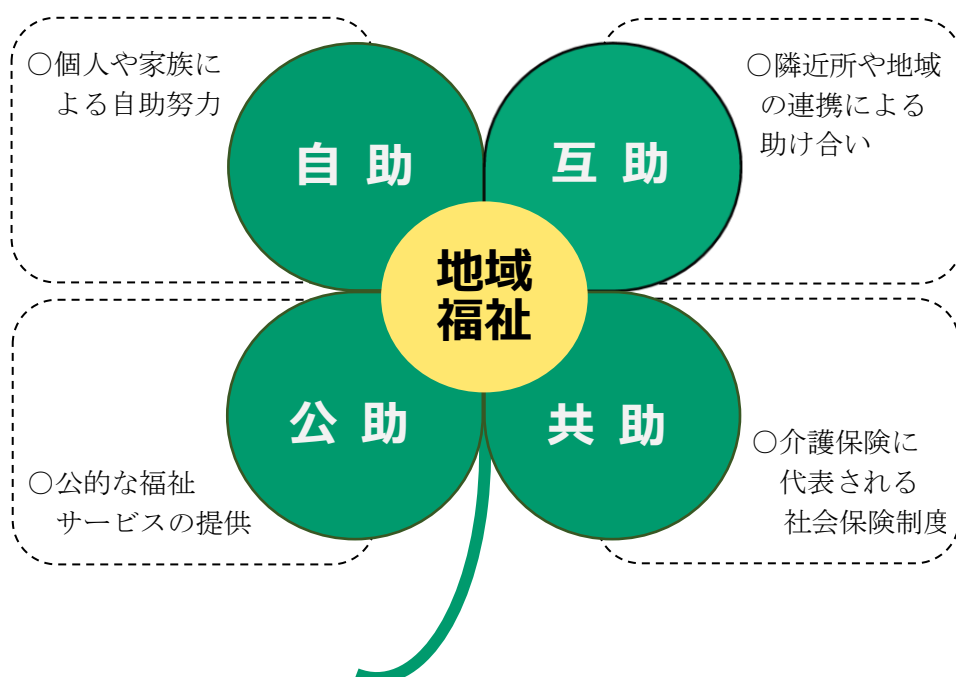
■PDCA サイクルのイメージ



(3) 地域福祉計画推進のための4つの視点

計画の推進にあたっては、村民や地域、関係機関・団体、村社会福祉協議会および行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。そのため、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの視点を組み合わせ、重層的に取り組みの推進を図ります。

■「自助」「互助」「共助」「公助」の関係



福祉圏域の設定・地域福祉の推進体制（目標像）

地域福祉を推進するための圏域として、第四次計画でも第三次計画の圏域を引き継ぎ、各自治会を単位とする「基礎圏域」と村全体となる「村圏域」に分けて設定します。また、将来のアワセ土地区画整理事業地区の人口増加等を考慮し、小学校区を目安に新たな圏域（中圏域）を想定します。中圏域については、今後の地域福祉活動を踏まえ、圏域の明確化を検討します。

■地域福祉の推進体制【目標像】

基礎圏域《自治会を中心とした範囲》

①地域支え合い推進会

地域のさまざまな福祉課題を解決するため、地域に暮らす住民の参画によりニーズ把握の取り組みや支え合い活動を組織的に展開することで、福祉による地域づくりを行います。

②公民館

地域の公民館を地域支え合い推進会の活動拠点としていくとともに、身近な相談対応の場として活用を図ります。

村内の事業所等

③ケアマネジメント担当者

生活支援コーディネーター、介護支援専門員、災害時要援護者避難支援事業コーディネーター等。支援の必要な村民に対して、公的サービス、インフォーマルサービスを一体的に調整し、コミュニティソーシャルワークの一翼を担います。

④公的サービス提供者

医療機関や介護保険制度及び障害者総合支援制度のサービス事業所・保育所等のことで、公的サービスを提供します。

⑤地域包括支援センター

地域のさまざまな資源を活用し、高齢者の支援を行います。

⑥ボランティアセンター

村民が集い、ボランティアしたい人・必要な人の情報が集積し、得られる場所。現在、社会福祉協議会に設置しています。

村圏域《北中城村全域》

⑦地域福祉ネットワーク会議（地域包括ケアシステム第1層協議体）

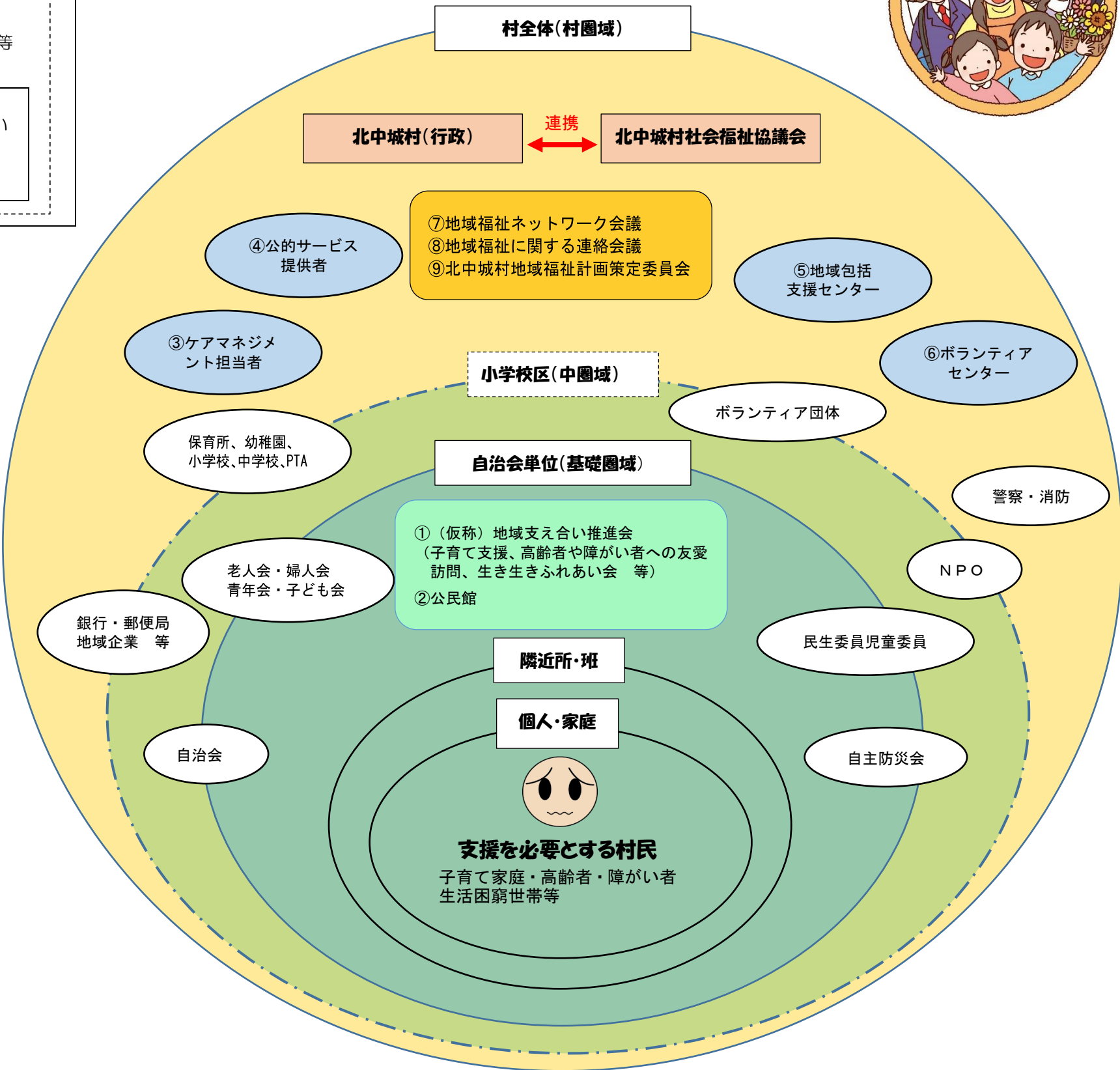
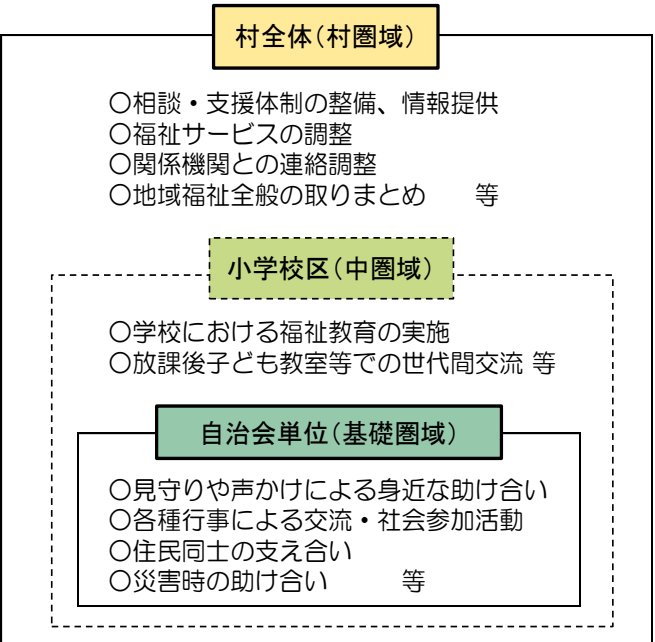
行政や村内に立地する福祉関連事業者間等で、地域福祉に関する取り組みや課題等について情報共有を図っていくとともに、困っている人への支援の輪を広げていきます。

⑧地域福祉に関する連絡会議

庁内関係課及び社会福祉協議会で構成され、年度ごとに各施策の進捗状況の点検を行います。

⑨北中城村地域福祉計画策定委員会

村職員及び外部有識者等で構成され、本計画の推進及び進行管理を図るとともに、北中城村における福祉・保健・医療・教育を中心としたコミュニティづくりの推進を図ります。



＜各種相談窓口＞



子育てに関する相談

内 容	相 談 窓 口	連 絡 先	対 応 日 時
健康に関すること	北中城村役場 健康保険課	935-2233	毎週火曜日 / 9時～11時まで
育児に関すること	子育て支援センターきたなかぐすく	982-0505	月～金曜日 / 8時半～17時まで
虐待に関すること	北中城村役場 福祉課	935-2233	月～金曜日 / 8時半～17時まで
	おきなわ子ども虐待ホットライン	886-2900	夜間・休日対応



障がいに関する相談

内 容	相 談 窓 口	連 絡 先	対 応 日 時
全般的なこと	北中城村役場 福祉課	935-2233	月～金曜日 / 8時半～17時まで
	障害者 110 番（沖縄県身体障害者福祉協会）	835-6996	月～金曜日 / 9時～19時まで



介護に関する相談

内 容	相 談 窓 口	連 絡 先	対 応 日 時
介護保険に関すること	北中城村役場 福祉課	935-2233	月～金曜日 / 8時半～17時まで
全般的なこと	高齢者なんでも相談（地域包括支援センター）	935-5922	月～金曜日 / 8時半～17時まで



健康に関する相談

内 容	相 談 窓 口	連 絡 先	対 応 日 時
健康相談	北中城村役場 健康保険課	935-2233	毎週火曜日 / 9時～11時まで
高齢者に関すること もの忘れ相談	高齢者なんでも相談 （地域包括支援センター）	935-5922	月～金曜日 / 8時半～17時まで



ボランティアに関する相談

内 容	相 談 窓 口	連 絡 先	対 応 日 時
ボランティアに関すること	北中城村社会福祉協議会	935-4520	月～金曜日 / 8時半～17時まで



その他相談

内 容	相 談 窓 口	連 絡 先／対 応 日 時
心配ごと相談	北中城村総合社会福祉センター	935-4755 / 月～金曜日 / 10時～16時まで （月～金：一般相談、火・木：障害者相談、金：消費者相談）
人権相談	那覇地方法務局沖縄支局	937-3278 / 随時
法律相談	北中城村役場 総務課 要予約	935-2233 / 毎月第1木曜 / 13時～16時まで
行政相談	行政相談員（村役場 総務課）	935-2233 / 月～金曜日 / 9時～17時まで
	行政苦情 110 番	0570-090110・867-1100 / 随時
こころの電話相談	沖縄県総合精神保健福祉センター	0570-064556・888-1450 / 随時
いのちの電話	沖縄いのちの電話	883-4343 / 毎日 / 10時～23時まで



第四次北中城村地域福祉計画【概要版】 平成 29 年 3 月

発行：北中城村福祉課

〒901-2392 沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場 426 番地 2

TEL：098-935-2233